

会 議 録

会議の名称		平成28年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会		
開催日時		平成29年3月14日 開会14:00 閉会15:00		
開催場所		つくば市役所 2階 204会議室		
事務局		総務部総務課		
出席者	委員	川島 宏一, 関 和也, 中村 紀一, 横田 由美子		
	事務局	総務課: 木村課長, 根本課長補佐, 伊藤係長, 大坪主査		
	特定個人情報保護評価書担当課	国民健康保険課: 吉原課長, 中川課長補佐, 飯塚係長, IT推進課: 杉山課長, 塚本課長補佐, 家中主任, 澤田主事, 藤本主事		
公開・非公開の別		<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0名
非公開の場合はその理由		内容に個人情報が含まれるため。		
議題		特定個人情報保護評価書に関する第三者点検 国民健康保険に関する事務 (重点項目評価書)		
会議録署名人			確定年月日	
会議次第	1 開会 2 特定個人情報保護評価書 (国民健康保険に関する事務) の諮問に係る答申 (案) について 3 特定個人情報保護評価書 (国民健康保険に関する事務) の修正について 4 その他 5 閉会			

1 開会

事務局：それでは、ただいまから平成28年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、御出席くださいます、誠にありがとうございます。

本日の審査会ですが、お手元に配布しております次第にしたがって、進めていきたいと思っております。

今回は、前回の審査会において、委員の皆様にご点検をお願いし、御意見等いただきました特定個人情報保護評価書に関する、審査会からの答申(案)について御確認いただきます。

限られたお時間ではありますが、よろしくお願いたします。

それでは、本日の資料を確認いたします。

【資料確認】

以上、資料の方はお揃いでしょうか。不足しているものがございましたらお申し付けください。

それでは、次第の2に移らせていただきます。以降の議事進行は会長にお願いしたいと思います。

また、会議の座長につきましては、つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第6条第3項に「会議の座長は、事案ごとに委員の互選による」とあります。本日の案件につきましては、前回からの継続案件となりますので、前回に引き続き会長に座長を務めていただければと思います。

それでは、会長よろしくお願いたします。

2 特定個人情報保護評価書の諮問に係る答申（案）について

会長：ただいまから、平成28年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を開きます。

今回は、前回の審査会において、委員の皆様にご点検をお願いし、御意見等をいただきました特定個人情報保護評価書に関する、審査会からの答申(案)について御確認いただきます。

座長につきましては、前回からの引き続きの案件となりますので、私の方で務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

座長：それでは、配布された資料に沿って評価書に対する審査会からの答申(案)について進めていきたいと思ひます。「特定個人情報保護評価書の諮問に係る答申(案)について」事務局から御説明をお願いします。

事務局：それでは、事務局から説明させていただきます。

【答申(案)について事務局から説明】

座長：ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、質問、確認事項がございましたらお願いします。

委員：異議なし(一同賛成)

3 特定個人情報保護評価書(国民健康保険に関する事務)の修正について

座長：それでは、次に「特定個人情報保護評価書の修正について」担当の国民健康保険課から御説明をお願いします。

国民健康保険課：国民健康保険課より説明させていただきます。

【国民健康保険に関する事務 重点項目評価書の修正について説明】

座長：ありがとうございました。

ただいま国民健康保険課から説明がありましたが、評価書や事務の内容等について質問、確認事項がございましたらお願いします。

今日欠席された委員は、この資料を読まれて何か訂正等はございましたか。

事務局：ございませんでした。

座長：では、今日出席の委員で指摘した内容で修正されているか、また新たに追

加する点などあればお願いします。

委員：指摘内容について対応していただきまして御苦勞様でした。どんなに平易に記載しようとしても内容が難しいので、内容をわかりやすく記載するには限界はあるのかなと思います。ですので、なおさらこの審査会の役割が重く感じます。

全体の確認ですが、これまで市町村単位で管理していた資格情報等が都道府県単位で管理することになることに伴い、つくば市から転出したとしても茨城県内であれば、資格が継続されるということですね。

逆にいうと、これまで市が管理していた業務を県単位で行うこととなるので、全体のリスクでいうと、県の方が上がって、市の方は下がっているように思いますが。市としてあまり敏感に反応すべきことでもないと思いますが、業務内容が非常に細かいところなので複雑でわかりづらいところではあります。

一番気になる点は、市町村が共同して国保連合会に委託するのであって、県が委託するわけではないということです。県に管理業務が移るのではなくて、あくまで都道府県単位で情報管理をすることになるということですね。そうすると責任関係と受委託関係が法律上そうなっているのかなと思うのですが、そのような理解でよろしいですか。

事務局：はい。県に業務が移るわけではなく、あくまで、これまで市町村単位で管理していた資格情報等を平成 30 年度からは県単位で管理することになるということです。そして、その業務を県内全市町村は共同して国保連合会に委託することになります。

委員：あくまで県単位の管理になるだけであって、つくば市としては一委託者と理解しました。

座長：今の理解でよろしいですか。例えば、資料 2-1 の再実施の背景等ということで書いていただいているのですが、1 の背景や 2 の理由の記載で今のことがわかりますか。この背景を資料として作成しただけでも大分わかりやすくなったと

様式第1号

と思いますが、この資料について何か意見ございますか。

委員：平たく言うと、市町村単位では財政が厳しいので、平準化するために県単位にするということですね。それが「財政運営の責任主体が平成30年度から都道府県単位になります。」という言葉になっているのですね。

座長：背景としてあるのは、安定的な財政運営と効率的な事業の確保ということがあって、それがこのような形に変わるので、再評価を実施するということが、この資料を読んで、背景とその理由、主な変更点が分かれば概要の頭出しとしては良いのではないのでしょうか。

委員：正確に知りたい市民の方を思えば、例えば「〇〇法の改正により」というような制度的な変更に基づいていることを根拠法などで示すとさらにわかりやすいのではないのでしょうか。

国民健康保険課：根拠法につきましては、社会保障改革プログラム法というものがございまして、正式名称は少し長い名称なので正確には承知しておりませんが、法律名を記載するということであれば「持続可能な社会保障制度の推進に関する法律に基づき」という表記になろうかと思えます。

委員：追記できるのであれば、法令根拠を書いていた方が市民の方が詳しく理解できるかなと思えます。

国民健康保険課：追記する箇所は、背景として、財政的に脆弱な市町村や高齢者等が多く、社会保障費の支出が高い市町村などは単独では保険制度がもたないので、財政運営を大きな団体にしてやっていこうというのが大きな考えですので、このようなことを1の背景に記載させていただくことでよろしいでしょうか。

委員：よろしいかと思えます。

座長：その他修正等含めて、御意見等ございますか。

ないようでしたら、第3の議題としての「特定個人情報保護評価書の修正について」はこれでよろしいでしょうか。また、今後細かい点などあれば私と事務

様式第1号

局で調整させていただいてよろしいでしょうか。

各委員：はい。

座長：ありがとうございました。

委員：一点よろしいですか。

座長：どうぞ。

委員：共同で行うことで、決して無責任にならないようにお願いします。共同で委託することによって、ダイレクト委託ではなくなることで、責任の所在が薄まらないように、あくまで共同で行うことにはなるが、つくば市民の情報管理の委託者としての責任は、つくば市にあることは注意していただきたいと思います。

座長：その点については、重点項目評価書の宣言の欄に記載されているとおりです。

それでは第3番目の議題が終わりましたので、その他のところに入りたいと思います。その他については、審査請求に関することと伺っていきまして、個人情報が含まれておりますので、これ以降の審査会については非公開とさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員：はい。

座長：傍聴人の方は、今日はお見えになっておりませんが、事務局以外の職員の方は退席をお願いします。御苦労様でした。

【委員，事務局除き退席】

4 その他

審査請求について

5 閉会

会長：それでは、以上で本日の議事は全て終了となります。

様式第1号

次回の審査会は、3月30日（木）を予定しておりますので、お忙しいとは存じますが、委員の皆様の御出席をお願いいたします。

進行を事務局にお返しします。

事務局：本日は長時間にわたり、御意見をいただきありがとうございました。

今後も、特定個人情報保護評価書の公表及び情報公開・個人情報保護審査会の適正な運用に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、これもちまして平成28年度第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会を閉会いたします。

ありがとうございました。

平成28年第2回つくば市情報公開・個人情報保護審査会次第

日時 平成29年3月14日（火）午後2時00分～

場所 つくば市役所 2階 204会議室

1 開 会

2 特定個人情報保護評価書（国民健康保険に関する事務）の諮問に係る答申（案）
について

3 特定個人情報保護評価書（国民健康保険に関する事務）の修正について

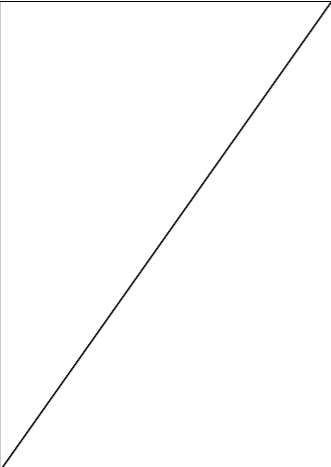
4 その他

5 閉 会

つくば市情報公開・個人情報保護審査会委員付言 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

評価書記載部分	評価内容	評価結果							委員付言	委員付言	委員付言	委員付言	
		委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員 F	委員 G					
1 評価対象事務の記載内容(特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。)													
評価書Ⅰ2	システム10	システムについて、具体的に分かりやすく記載しているか。	○	△	○	◎	◎	○	○	①「資格継続業務」及び「高額該当回数引き継ぎ業務」とは、どのような状況において何のために行うものなのか市民にわかりやすい言葉で丁寧に説明すべき。 ②業務の概要図においては、新旧で変化している部分を明確にわかるよう示すべき。	もう少し平易な表現でわかりやすくすべき。変更部分をわかりやすくし、リスクやそれに対する策、さらにその趣旨をわかりやすくしてほしい。	詳細に記載されているが概要図を見ながら読まないで理解できない。	変更概要(内容・メリット・デメリット)からシステム概要(10ページ)の説明するという形式の方が分かりやすいか。
2 委託に関する記載は具体的か。													
評価書Ⅱ4	委託事項6 委託事項7	何をどこに委託するのが、分かりやすく記載されているか。また、再委託の有無と再委託を行う場合の具体的な条件が分かりやすく記載されているか。	◎	△	○	◎	◎	○	○	再度委託先の事業者名も明示すべき。			
3 リスク対策について													
評価書Ⅲ2	目的外の入手が行われるリスク	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	△	◎	○	○	一般的なことも必要であるが、何となく現実感が感じられない。具体性がないからか。	想定されるリスクにどのようなものがあるかはわかったが、具体的にどういうリスクかは分からない。防止策から判断するということか。	国保総合システム自体にリスク対策がされていることを説明した方が良いのではないか。	
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)	○	○	○	◎	◎	○	◎	一般的なことはわかる。具体例などを示せばわかりやすくなるのかもしれない。	具体的に記載されている。ただし、 ①評価書32ページ赤枠の最初の*の段落と「必要な情報(以下略)」との間に1行空白を入れると見やすい。 ②同ページ赤枠2つ目の*の下から2行目「国保総合」が2つ重なっている。 ③32ページの赤枠では「誤った入手を防止している」や「必要な情報以外を入手することはない」と強く言い切っているが、33ページの赤枠では、「リスクを軽減している。」とリスク発生が前提となっているのはなぜか。	接続に専用線を用いていることはとても良いと思います。	国保総合システム自体にリスク対策がされていることを説明した方が良いのではないか。
評価書Ⅲ3 リスク1	目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	△	◎	◎	○	一般的なことはわかる。具体例などを示せばわかりやすくなるのかもしれない。	想定されるリスクにどのようなものがあるかはわかったが、具体的にどういうリスクかは分からない。防止策から判断するということか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)	○	○	○	◎	○	○	○	一般的なことはわかる。具体例などを示せばわかりやすくなるのかもしれない。	具体的に記載されている。ただし、評価書32ページの赤枠では「誤った入手を防止している」や「必要な情報以外を入手することはない」と強く言い切っているが、34ページの赤枠では、「リスクを軽減している。」とリスク発生が前提となっているのはなぜか。	GUIによるデータ抽出機能は、国保総合PCにのみ搭載されないものなのか、他のシステムにもあるなら、その部分と整合性を図る。	
評価書Ⅲ3 リスク2	権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	△	◎	◎	○	一般的なことはわかる。具体例などを示せばわかりやすくなるのかもしれない。	想定されるリスクにどのようなものがあるかはわかったが、具体的にどういうリスクかは分からない。防止策から判断するということか。		
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。(システムや人的作業ごとにおけるリスク対策が記載されているか。)	◎	○	○	◎	○	◎	○	一般的なことはわかる。具体例などを示せばわかりやすくなるのかもしれない。	具体的に記載されている。ただし、評価書32ページの赤枠では「誤った入手を防止している」や「必要な情報以外を入手することはない」と強く言い切っているが、34ページの赤枠では、「リスクを軽減している。」とリスク発生が前提となっているのはなぜか。	①ログインした状態で離席した場合は一定の時間で自動シャットダウンが望ましい。 ②ログアウトとログオフは同意語ですが統一した方が良いのでは。	

つくば市情報公開・個人情報保護審査会委員付言 国民健康保険に関する事務 重点項目評価書

評価書記載部分	評価内容	評価結果							委員付言							
		委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	委員F	委員G								
3 リスク対策について																
評価書Ⅲ4	委託先における不正な使用等のリスク	どのようなリスクが想定されるか、分かりやすく記載されているか。	○	○	○	△	◎	◎	○	一般的なことはわかる。具体例等で説明してほしい。	想定されるリスクにどのようなものがあるかはわかったが、具体的にどのようなリスクかは分からない。防止策から判断するということか。					
		リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	◎	○	○	○	◎	◎	○	一般的なことはわかる。具体例等で説明してほしい。	民間との規定内容と国保連合会との規定内容に差があるのはなぜか。					
評価書Ⅲ7	特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	一般的なことはわかる。具体例等で説明してほしい。						
評価書Ⅲ7	特定個人情報が古いまま保管され続けるリスク	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	一般的なことはわかる。具体例等で説明してほしい。						
4 従業者に対する教育・啓発																
評価書Ⅲ9	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	リスクを軽減するために講じている対策を具体的に記載しているか。	◎	△	○	◎	○	◎	○	教育頻度・方法・対象については、もっと具体的に説明する必要がある。	一般的なことはわかる。具体例等で説明してほしい。	①「<サイバーセキュリティ（以下略）>」の段落中、教育事項の2行目と3行目にスペースがあるので削除。また、教育方法が未定とはどういうことか。 ②42ページの赤枠の下段*はどこにかかっているのか。	具体的な研修頻度など示すとなお良い。			
5 特記事項																
		その他特筆すべき事項がある場合								<p>①評価書本体については、変更箇所がわかりやすく示されていると思います。これに対し概要版パワーポイントですと、変更箇所がわかりにくいように少し感じます。</p> <p>②概要版パワーポイントの10ページ目までが「ですます」調で以降「である」調なので、統一した方が良いと思います。</p> <p>③概要版パワーポイントの標題に「(1)」「(2) 国保連合会への対応」とありますが、「(1) 自庁」「(2) 国保総合システムにおける対応」等とした方が適切な標記だと思います。</p> <p>④概要版パワーポイントの業務の詳細は、今般の国保総合システムに係る部分のみ記載されているようです。それに対して、その他の箇所は概して国保事務全般について記載されているように見えます。そうであれば、その旨を注記した方が適切だと思います（業務の詳細といたしながら、業務概要図全体が説明されているわけではない点の説明があった方が良く思うため）。</p>	今回の見直しを行う背景・理由及び見直しの概要について、数段落で市民にわかりやすい表現で提示する必要があります。	①「個人」情報が大上段にあるため、「個人」は一義的に使用したほうがよいのでは。 ②個人ごとのID→担当者ごとのID	<p>概要版、概要図等、丁寧に工夫されてまとめられています。それでも私を含め情報機器に弱い一般市民にとっては少し難しいと思います。</p> <p>①概要版34ページ下から3行目「突合（とつごう）し」コンピュータ関係者には周知の言葉のようです。でも、同じ意味になるなら「突き合わせ」の方が市民にはわかりやすい。</p> <p>②概要版38ページ下から4行目、2行目「GUI」、 「CSV」何の略語か。意味は、</p> <p>③概要版56ページ上から5行目「外部からの脅威」、これもわかるけれど、「外部からの不適切な接続等の脅威」等にするより具体的になる。</p> <p>④概要版63ページ上から4行目「棒か壁」→「防火壁」</p> <p>なお、今回の評価を市民に公表するにあたって、追加の評価の背景、意義などについて前文を付したら市民の理解がより深まるのではとの意見が委員の多くから出たことを書き加えておきます。</p>			

28つくば情審第 号
平成29年 月 日

つくば市長 五十嵐立青様

つくば市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中村紀一

つくば市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条の規定に基づく
審査について(答申)

平成29年1月10日付け28つくば国保第1373号による諮問（行政手続における特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律第28条の規定に基づく特定個人情報保護評価（国民健康保険に関する事務 重点項目評価書））について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

「国民健康保険に関する事務 重点項目評価書」は、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日 特定個人情報保護評価委員会作成）の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともにおおむね基準を満たしていると判断するが、別紙の意見を参照し、記載内容の充実に更に努めることを期待する。

ただし、市民に公表するに当たっては、今回の特定個人情報保護評価の再実施に至った背景や理由等を明記した概要を付し、市民の理解がより深まるよう配慮する必要があると考える。

2 審査会委員の付言

別紙のとおり

特定個人情報保護評価（国民健康保険に関する事務）の再実施の背景等

1 背景

国民健康保険においては、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の観点に基づき、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となります。

2 理由

平成30年度から市町村ごとに保有する資格情報等は、新たに導入する国保総合（国保集約）システムにより都道府県単位で管理することとなります。なお、当該業務については、茨城県内全ての市町村が共同して、茨城県国民健康保険団体連合会に委託し、実施します。（再委託先：茨城県計算センター）

特定個人情報保護評価書への委託（再委託を含む）先の追加及びシステム導入に伴うリスク対策は、別紙記載の特定個人情報保護指針に定める重要な変更（該当する記載項目の番号：8, 9, 11）になることから、特定個人情報保護評価を再実施するものです。

3 特定個人情報保護評価書の主な変更内容

- (1) システムの内容に、国保総合（国保集約）システムを追加
- (2) 委託事項に「資格継続業務，高額該当回数の引継ぎ業務」を追加
- (3) 上記に付随するリスク対策に関する内容を追加

平成29年 3 月 日
つくば市保健医療部
国民健康保険課

特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日）第6の2（2）に定める重要な変更の対象である記載項目

特定個人情報保護 評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
重点項目評価書	<ol style="list-style-type: none">1 個人番号の利用2 情報提供ネットワークシステムによる情報連携3 特定個人情報ファイルの種類4 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲5 特定個人情報ファイルに記録される主な項目6 特定個人情報の入手元7 特定個人情報の使用目的8 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無9 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無10 特定個人情報の保管場所11 リスク対策（重大事故の発生を除く。）